特定非営利活動法人青少年自立援助センターハラスメント等防止規程(ヘルプライン規程)

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第24条(服務規律)に基づき、職員が遵守すべき事項及び 雇用管理上の措置等を定め職員のハラスメント行為を防止することにより、秩序を維持し、 事業が健全に発展していくことを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規程における職員とは、理事、職員、ボランティア等名称や雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。

(ハラスメントの定義)

第3条 セクシュアルハラスメント

職場において、性的な言動により他の職員に精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為、又は、ハラスメントに対して拒否の意思表示、相談等の申出、苦情に関する調査についての協力等の正当な対応をした職員に対し、そのことを理由として労働条件等について不利益を与えること。

2 妊娠・出産・育児休業・介護休業・子の看護等に関するハラスメント

職場において、妊娠・出産・育児・介護・子の看護等をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせを行う、また妊娠・出産・育児・介護・子の看護等を理由とした解雇や雇い止め、自主 退職の強要で不利益を与える。などの不当な行為又は職場環境を悪化させる行為。

3 パワーハラスメント

職場において、職場内の優位性を利用して業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

4 その他

上記3項以外の、職員に精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。 (禁止)

第4条 職員は、前条で定めるハラスメント行為をしてはならない。ハラスメント行為をした職員は、就業規則に則り懲戒処分を行う。

(相談窓口)

第5条 第3条において定義する行為の相談先として、法人内に相談窓口を設置する。 ハラスメントを受けた場合又はハラスメントを見聞きした場合には、職場の上司・同僚・知 人等へ相談し、又は相談窓口を利用することができる。

2 前項の相談及びその取り扱いは「厚生労働省パワハラ対策導入マニュアル」に依拠する。 (対策委員会)

第6条 法人は、前条における相談内容の報告により必要に応じて対策委員会(以下、「委員会」という)を設置する。

2 前項の委員会の設置及びその取り扱いは「厚生労働省パワハラ対策導入マニュアル」に依拠する。

(不利益扱いの禁止)

第7条 ハラスメントに対して拒否の意思表示、相談等の申出、苦情に関する調査についての協力等の正当な対応をした職員に対し、そのことを理由として不利益な取り扱いは行わない。

2 法人は、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないよう必要とされる対応と処置を講ずる。

(秘密保持)

第8条 当該事案に関わる者は、就業規則に規定する守秘義務が適用される。

(改变)

第9条 この規程は、理事会及び対策委員会の議決により改変できる。

付 則

この規程は、令和1年9月1日より施行する。

相談窓口設置のお知らせ

職員各位

当法人の業務は、主に社会的困難を抱える子ども、若者等の相談支援を行っています。内容は、相談者の置かれた状況を把握、主訴を傾聴し、メンタルにも配慮しながら、適切なアドバス、専門機関の紹介など、多くが直接対応となります。支援する側としても、たいへん重責を感じる業務であり、それゆえ、相談者の問題が解決に向かう糸口を見つけた時のやりがいも他の職種では得られない充実感があります。

とはいえ、支援者にとって前向きに相談業務にあたれる環境は、プライベートはもとより、 職場環境に大きく左右されることは、皆さんも実感していることと思います。

支援者という業務であっても、職員関係では、それぞれが受援者でもあり得ます。上司、 同僚、後輩を問わず、業務で困ったことを相談、解決できるのは、業務を理解している職員 同士にほかなりません。近年、いわゆるハラスメントが問題視されているのは、この支援・ 受援の相互関係を軽視した対応の結果ではないでしょうか。

本来の事業が職員支援に必要であってほしくない思いはありますが、ハラスメントの結果、職場へ行きたくない、職場が怖いとおびえる状況に陥る前に、当法人として、相談窓口を設置し、支援すべきと考えました。

ハラスメントを受けた方、見た方は、そのままにせず、下記窓口に相談していただき、早期解決にご協力ください。

〇本部相談窓口

担当 工藤 姫子

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 専務理事

同 個人情報保護管理責任者

〇相談方法

メールに相談内容を記入し、送信してください。

できるだけ、一両日中に返信します。相談内容によっては、法テラス、労働基準局等、専門 部門におつなぎします。

メールアドレス yscsoudan@gmail.com

〇相談内容等

- ・相談者のプライバシーは守ります。事前に相談者の承諾がない限り、加害者を含む第三者への相談内容を伝えることはありません。
- ・ハラスメントの相談をしたこと、事実関係の確認に協力をしたことを理由に、不利益な取り扱いをされることはありません。
- ・この相談窓口でセクハラ、パワハラ・妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント等ハラスメント全般についての相談が可能です。